

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年7月31日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区吉田本町		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 国立大学法人京都大学 学長 湊 長博 電話: 075-753-2363					
主たる業種	大学	細分類番号	8 1 6 1				
事業者区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	温室効果ガスの排出量を基準年度の評価の対象となる排出の量を基準に、令和2年度から令和4年度まで年平均1%以上を削減する。						
計画を推進するための体制	京都大学エネルギー管理標準に基づき、管理統括者である施設担当理事が温室効果ガス削減を含めたエネルギー管理を総合的に推進し、全学組織である環境安全保健機構と事務組織である施設部がその具体的な施策の企画及び実施を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	114,408.1 トン	113,537.3 トン	119,629.9 トン	39,513.1 トン	-20.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	106,080.6 トン	113,412.2 トン	119,507.9 トン	39,386.0 トン	-14.4 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	電気使用量の特に大きい吉田キャンパス他において、排出係数の低いゼロワットパワーとの契約となつたため、温室効果ガス排出量を大幅に減少することができた。また、エネルギーの使用量も昨年度より減少している。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	増減率
	大学	事業活動に伴う排出の量 (建物延床面積×1/1000)	92.14	91.05	96.48	31.84	-20.64 パーセント
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	温室効果ガス排出量の大幅な減少に加え、建物面積の増加もあり、原単位当りの排出量も大幅な減少となった。					
		基準年度 (1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	備考	
		120.0 パーセント	120.0 パーセント	120.0 パーセント	120.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2) 年度	照明設備のLED化、空調機、熱源機の高効率化、換気風量の調整を実施					
	(3) 年度	照明設備のLED化、空調機、熱源機の高効率化、全熱交換器の導入					
	(4) 年度	照明設備のLED化、空調機、熱源機の高効率化、全熱交換器の導入					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	いちにちいちエコとのキャッチフレーズで、即実践可能な環境配慮行動として、交通機関の利用、近場へは徒歩や自転車での移動を促している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	エコWeb宣言と登録数を増やし、環境意識を高めることができた。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	83.4 トン	81.3 トン	84.7 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	125.1 トン	122.0 トン	127.1 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	地球温暖化に関する様々な公開講座等を実施した。						
特記事項	木津川団地の太陽光発電設備で発電された余剰電力を関西電力へ供給している。						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。